

## グローバル経済における クラスアクション

ピーター・マリー<sup>1)</sup>  
渡 部 美由紀（訳）

ほとんどあらゆる商品やサービスが世界規模で大量生産され流通している現代経済においては、世界中の法学者の間で集団的民事訴訟が一般的な関心事となっていることは驚くべきものではない<sup>2)</sup>。

今は大衆社会の時代である。全世界の国民が、経済活動にともなって潜在的に危険な製品や食品が大量に流通し、詐欺や誤解を招く情報が大量に伝達され、危険な環境物質が大量に普及することを、経験的に知っている。ジェット旅客機の墜落や都会のビル崩壊は、たった一回で何千何百の人々を傷つける。ますます多くの国民、投資家、消費者が、製造業者、企業経営者、環境を汚染する企業及び政府組織による「大規模債務不履行（mass defaults）」の影響を受けているのである。

大規模債務不履行は一般に二つの特徴を共有している。その一つは、多数の個人がある作為や不作為によってすべて同じように影響を受けるということ。もう一つは、大規模な債務不履行の場合、不履行に陥る当事者は通常大きく、時として強力であるということである。第一の特徴が示唆するのは、大規模債務不履行を原因とする損害を回復するために個別訴訟が重複し、個人の努力や資源を無駄にする傾向があるということであり、第二の特徴が示唆するのは、損害回復を求める個人原告は、何倍もの経済力を有する相手方との不平等な争いに直面するということ

1) ハーバード・ロースクール Robert Braucher 実務家客員教授。本稿は、2006年2月18日に名古屋大学国際的ビジネス紛争研究所主催で行われた民事訴訟法の現在問題についてのシンポジウムで報告されたものである。筆者は、ハーバード・ロースクール (HLS) 2007年のリサーチアシスタントとして本稿の出版に協力してくれた Heather Souder 氏、そして初期草稿に有用なコメントを下さった Rolf Stürner 教授に感謝を申し上げる。

2) 世界中の国々が、大規模訴訟や集団的訴訟が内国の民事訴訟法典や法文化にどう適合しうるかを検討している。

である。

### a. 集団的訴訟（Collective Litigation）

このような状況下で、ほぼすべての法制度において訴訟当事者が、個別の結果が多くは同一になるような複数の同じような事件あるいは共通の権利を判断するために、集団的訴訟の道を検討することは驚くべきことではない。集団的訴訟メカニズムは司法制度（jurisdiction）や法文化（legal culture）によってかなり異なる。一端は、民事訴訟を本質的に個人の問題とみる司法制度であり、そこでは記名の個人当事者が他の記名した当事者に対して法的主張や抗弁を提出する。ドイツや日本をはじめとするこうした司法制度においては、原告側にも被告側にも自由な〔訴えの〕併合が認められているが、大規模民事訴訟（mass civil litigation）は厳しく制限されている<sup>3)</sup>。たとえば、ドイツは、環境利益団体と消費者利益団体（Verbände）に、その構成員と他の同様の状況にある者のために、環境法規及び消費者保護法規違反に対して差止めによる救済を得る権限を付与している<sup>4)</sup>。また、証券法の最新の改正案では、会社証券（corporate securities）の所有者によるいくつかの集団的訴訟が認められた<sup>5)</sup>。

中間的な立場は、モラル侵害による損害という形で裁定（award）されるギリシャ型の利益集団訴訟（原告組織ではなく国庫に支払われる）<sup>6)</sup>から、共通の被告に対する集団の訴状に同意ないし「オプトイン（opt in）」した同様の状況にある準当事者（quasi parties）のために、市民当事者の代表が訴訟を起こすイギリスの「集団訴訟（group action）」<sup>7)</sup>まで広きにわたる。イスラエル、オーストラリア、カナダ、ブラジルは、若干アメリカ型のクラスアクション救済を規定している<sup>8)</sup>。こうし

3) Peter L. Murray & Rolf Stürner, *German Civil Justice* 200-205( Carolina Academic Press)(2004).

4) Murrey & Stürner, *supra* note 3 at 203-204.

5) Murrey & Stürner, *supra* note 3 at 205.

6) See, *Die Buendlung Gleichgerichteter Interessen im Prozess*, (Jürgen Basedow, et. al.eds.,1999); Harald Koch, "Non-Class Group Litigation under EU and German Law" 11 Duke J. of Comp. & Int'l L.355.

7) Neil Andrews, *Multi- Party Proceedings In England: Representative and Group Actions*, 11 Duke J. of Comp. & Int'l L.249(2001).

た救済手段がこれらの法文化においてあまり積極的に利用されないのは、「起業家精神にあふれた弁護士（entrepreneurial lawyer）」の役割や慣習がアメリカに比べてあまり発達していないことに起因するのかもしれない。

### b. アメリカのクラスアクション

アメリカは、「オプトアウト（opt out）」型のクラスアクションという現在最も極端な集団的民事訴訟を展開しているという名声あるいは悪評を享受している。連邦民事訴訟規則及び多数の州のそれに相当するものは、代表原告に「共通の事実及び法律上の争点（common questions of fact and law）」が顕著である限りで、多数の同様の状況にある人ないし組織のために民事訴訟を提起することを許容しているが、クラスアクションは、この共通の請求を主張するには最善かつもっとも経済的な方法である。

アメリカのクラスアクション形式の歴史的根源は古い。それは、多数の潜在的訴訟当事者に影響する一定の問題について代表訴訟を許容するイギリスのエクイティ実務の形で新世界へと運び込まれた<sup>8)</sup>。クラス構成員一人一人がクラス代表に合意しなければならない「オプトイイン」の類のクラスアクションは、1938年の連邦民訴規則により制定された。これらの規則は、クラスアクション救済をより強化するため、1966年に改正された。改正点の一つはクラスアクションを原則的に「オプトアウト」手続にしたことであった。この改正により、潜在的なクラス構成員には訴訟の通知がなされる。クラスを離脱する希望を明示しなかった者は自動的にクラスに含まれ、結果に拘束される<sup>10)</sup>。

アメリカのクラスアクションの本質的な特徴は、事件のカギとなる諸

8) See S. Stuart Clark & Christina Harris, *Multi- Plaintiff Litigation in Australia : A Comparative Perspective*, 11 Duke J. of Comp. & Int'l L.289(2001).; Antonio Gidi, *Class Actions In Brazil- A Model for Civil Law Countries*, 51 Am. J. Comp. L.311(2003).

9) Charles Alan Wrights & Arthur R. Miller, *Federal Practice and Procedure*, § 1751(3d ed. 1998).

10) 1966年改正がどのように施行され、クラスアクション実務に影響したかという議論について、Wright & Miller, § 1753 参照。

要素、とくに「クラス認証（class certification）」と和解が裁判所によりコントロールされていることがある。もし、一当事者ないし当事者グループがクラスアクションを意図した訴訟を提起する場合、裁判所は訴訟の早い段階で〔連邦民事訴訟〕規則第23条の要求を満たすかどうかの決定を示さなければならない。原告クラスの全構成員に同じように適用する共通の法律及び事実上の争点が存在するか？これらの争点は優越的であるか？<sup>11)</sup>かつてアメリカの裁判所はこれらの決定に高い基準（threshold）を設けた。損害を含むすべての要素がほとんど同一である請求のみが、この要件を充足することができた<sup>12)</sup>。これにより、被害者が被った損害が個人的であり集団的判断になじまないと考えられる多くの大規模不法行為事例は排除された。最近では、裁判所はよりプラグマティックなアプローチをとっており、事件は、共通の責任問題を基礎としてクラスアクションとして認証され、共通争点の決定に統いて個別に損害が決定される<sup>13)</sup>。

クラス認証はまた、記名された原告らが、実際に、記述されたクラスの他の構成員を適正に代表しているか、そして彼らやその弁護士がクラスの利益を代表する権限があるかといった準備的決定（preliminary determination）を必要とする<sup>14)</sup>。多くの場合一つの大規模債務不履行が起きると、およそ同時にいくつかのクラスアクションが開始される。潜在的なクラスが重なる場合、事件は一般的にクラス認証とさらなる手続のために単独体で併合される。それぞれの代表原告の弁護士は、併合された訴訟において認証されるクラスの「主任弁護士（lead counsel）」に指名されようとして張り合う。かつては、クラスアクションを州裁判所か連邦裁判所のいずれかに提起することを許容するアメリカ連邦主義によって、合理的なケースマネージメントが妨げられてきたが、最近の法律改正は、大きなクラスアクションをすべて連邦裁判所に転換したものであ

11) Fed. R. Civ. P. 23(c)(2)(A)-(B).

12) See, e.g. *Garfein v. Stiglitz*, 86 S.W.2d 155(Ky.1935); *Lile v. Kefauver*, 51 S.W.2d 473(Ky.1932).

13) *In re Estate of Ferdinand E. Marcos, Human Rights Litigation*, 910 F.Supp.1470( D. Hawaii 1995). 規則第23条の要請をみたすクラスとなる請求と解釈される近時のケースとして、*Geraghty v. U.S. Parole Commission*, 719 F.2d 1199(3d. Cir. 1983); *Farrington v. Adjutant General of State of Michigan*, 492 F. Supp. 1362(W. D. Mich. 1980).

14) See Fed. R. Civ. P. 23(a)(4); Wright & Miller § 1765.

り、そこではそれらが一貫性のある形で管理される<sup>15)</sup>。

いったんクラスアクションが認証されると、すべての潜在的なクラス構成員に通知がなされ、クラスからの離脱を望む者にはその機会が与えられる<sup>16)</sup>。通知は、可能な場合には郵便で、そうでない場合には、マスメディア、テレビ、Eメールあるいはインターネット上のウェブサイトでの公表によっても行われうる。構成員は簡単な書式に記入して返送するか、あるいはクラスに包含されることを望まないことを伝えることによって、オプトアウト（離脱）することができる。離脱した構成員は、クラス和解の恩恵を受ける権限はないが、クラスアクションによる不利な処分にも拘束されない。通知に示された期間内に構成員がオプトアウトしない場合には、自動的にクラスに組み込まれ、クラスアクションにより獲得された判決や和解の恩恵を受ける権限を有すると同時にその負担にも拘束される<sup>17)</sup>。

アメリカの民事訴訟は、トライアル（正式事実審理）前に和解されるケースの割合が高い—優に90パーセントを超える—ということによって特徴づけられる。和解により解決されるクラスアクションの割合はこれを上回る。実際クラスアクションのトライアルや判決は、通例というよりもむしろ極めて例外である。クラスアクション和解の手続にはもう一度裁判所が関与する。和解が裁判所によって審査されクラスの全構成員にとって公平かつ適切なものであると承認されないと、クラスアクションは和解されえない。

代表当事者は、名目上、その名において彼ら自身とそのクラス構成員のためにクラス訴訟を指揮する責任を有しているが、実際問題としては、クラスを代表する弁護士が決定権を有している。クラスアクションでは通常成功報酬制がとられる。代表原告にはダウンサイドリスク（可能損失額）が発生しない。彼らはクラスアクション認証を獲得し構成員への義務的的通知を行うために相当な費用負担を要求されることはない。他方、クラスの弁護士は多大な専門的努力をし、基本的に自己の支出で、クラス認証を獲得し、訴訟を和解ないし判決にすすめようとする。この弁護

15) Class Action Fairness Act of 2005, Pub. L. No. 109-2, §5(2005).

16) Fed. R. Civ. P 23(c)(2)(B).

17) これはオプトインクラスアクションの重要な特性である。See Fed. R. Civ. P. 23(c)(2); *Matsushita Elec. Indus. v. Epstein*, 516 U.S.367(1996).

士と依頼者間のリスク量における反転が意味するのは、弁護士—依頼者の関係も反転するということである。弁護士は、彼が代理する名目上の原告の視点をほとんど顧慮することなくクラスについて判断する<sup>18)</sup>。

アメリカのクラスアクション訴訟の最近の歴史には、熱心なクラスアクションファン（aficionado）以外には多かれ少なかれ濫用だとみられる展開がいくつみられる。起業家精神にあふれた弁護士達は、クラス構成員が気づきもしない権利を主張するためにクラスアクションを組織し、具体的に弁護士の利益にはなるが代表されたクラスにはほとんど利益にならないような条件でこうしたクラスアクションを和解している。被告には、潜在的な責任を全て免除することを認めるクラスアクション和解をするために、原告弁護士と結託するだけのインセンティブがある。原告弁護士は、法外な陪審評決のリスクを避けるために、よほど忍耐力のある被告以外は和解するようなレベルまで額（stakes）をつりあげるのに、クラスアクションという手段（leverage）を利用する<sup>19)</sup>。

こうした濫用が行われ、改正法による処理が続けられてきた。1995年の私募証券訴訟改革法は、ほとんど法的価値（merit）のない証券クラスアクションをふるいにかけるためにクラスアクション訴訟手続に高い基準を設けている<sup>20)</sup>。2005年のクラスアクション公正法は、州籍相違要件緩和により、規模の小さいクラスアクションを除くすべての事件を州裁判所から連邦裁判所に転換することを許容することで、クラスアクションに好意的な少数の州裁判所によってなされたいつかの濫用に対応している<sup>21)</sup>。さらなる立法の方策が現在検討されている<sup>22)</sup>。

---

18) See Deborah R. Hensler, et. al., "Class Action Dilemmas: Pursuing Public Goals for Private Gain," (RAND Institute for Civil Justice 2000).

19) James M. Underwood, *Rationality, Multiplicity & Legitimacy: Federalization of the Interstate Class Action*, 46 S. Tex. L. Rev. 391(2003); Milton Handler, *The Shift from Substantive Procedural Innovations in Antitrust Suits*, 71 Colum. L. Rev. 1, 9(1971); John Beisner, Matthew Shors, and Jessica Miller, *Class Action "Cops": Public Servants or Private Entrepreneurs?*, 57 Stan. L. Rev. 1441(2005).

20) *Private Securities Litigation Reform Act*, Pub. L. no 104-67, 109 Stat. 737(1995).

21) *Id.*

22) David Rosenberg and Randy J. Kozel, *Solving The Nuisance-Value Settlement Problem: Mandatory Summary Judgment*, 90 Va. L. Rev. 1849.(2004); American Law Institute, *Principles of the Law of Aggregate Litigation (Discussion Draft)*(2006).

### c. 「国際的」クラスアクション

グローバル経済においては、大規模債務不履行は国境によって制限されないことが多い。飛行機が墜落すれば、多くの国の人々が死亡する。今日の投資証券（investment securities）は、世界規模で市場売買されている。環境汚染には国境がない。製品や薬品は世界中の消費者市場で取りされている。

大規模債務不履行が国境にまたがるとき、国籍や法文化を顧慮せずに、一人がすべての原告のために一国の集団訴訟手続にうつたえることはできるのだろうか？市場における不正（fraud）を理由とするクラスアクションで、ドイツや日本の株主を含むアメリカのクラスは認められるのだろうか？世界中のある特定の薬剤使用者のために提起されたアメリカのクラスアクションにおける判決は、ドイツや日本の被告に対して執行できるのだろうか？さらに、その判決や和解はドイツや日本のクラス構成員を拘束し、彼らはその後自国の管轄で個別訴訟を開始することができなくなるのだろうか？

現在の法律のもとでは、アメリカのクラスアクションが、何の問題や支障もなくアメリカ以外の国のクラス構成員を対象とすることは極めて疑わしい<sup>23)</sup>。国内の法文化、個別の通知の要求及び審問権を顧慮すると、アメリカのクラスアクション和解や判決は、現実に手続の通知を受け取ったとしてもオプトアウトしなかった欧州や日本のクラス構成員を拘束することはおそらくないであろう。こうしたクラス構成員が、同じ大規模債務不履行を基礎として自国で個別訴訟を起こすことは完全に自由である。この状況は、このように拘束されない構成員を含むクラス認証を妨げるために利用され、アメリカ及びカナダのようにアメリカのクラスアクション判決の拘束力を承認すると思われる国の構成員にクラスを限定してきた。その結果、大規模債務不履行の被害者には、その権利侵害

---

23) Peter Murray & Detlev Vagts, *Litigating the Nazi Labor Claims: The Path Not Taken*, 43 Harv. Int'l L. J. 503(2002); John Haberstroh, *In Re World War II Era Japanese Forced Labor Litigation and Obstacles to International Human Rights Claims in U. S. Courts*, 10 Asian L. J. 253(2003); Kevin R. Johnson, *International Human Rights Class Actions: New Frontiers For Group Litigation*, 2004 Mich. St. L. Rev 643(2004).

(wrong) を是正するために、クラスアクションという選択肢を有する者がいる一方、利用できない者も存在する。これは彼らがどこに住んでいるかによる。

この選択肢の相違はある種冷静にみられるものであり、個別的な事件の状況にもよる。結局、アメリカのクラス訴訟に好意的でない国に住む大規模債務不履行の被害者は、しばしばクラス訴訟の不確実な (dubious) 利益を上回る社会保険プログラムによって補足される独自の民事救済手段を有している。一方で、収益虚偽報告によって不正に株価を高騰させている国際企業のドイツや日本の株主は、クラスアクション民事訴訟ほど強力で効果的な経済的損失は正手段にアクセスできるだろうか？グローバル経済において、一個の大規模債務不履行を是正するために、被告が多様な司法秩序に服することは果たして理にかなっているのだろうか？私人である個々の当事者に、個人ベースで国際的な大規模債務不履行を相手にすることを望むことは賢明なのだろうか？

#### d. ロイヤル・アホールド事件 (The Royal Ahold Case)

グローバル市場でアメリカのクラスアクション訴訟が機能した一例として、ロイヤル・アホールドクラスアクション訴訟がある。2003年2月24日、オランダ法に基づき設立され、オランダを本拠地とする多国籍の食料雑貨及び食品サービス企業であるロイヤル・アホールドは、先の二財政年度について5億ドルの収益再表示を発表した。それに続く調査は、多くはアホールドのアメリカでの経営に関する収益報告が明らかに粉飾であったという証拠を暴露した。このような展開から、アメリカ居住者と外国人の双方を含むアホールド証券購入者のためのアメリカクラスアクション訴訟が同時多発した<sup>24)</sup>。

訴訟はアメリカのメリーランド地区の地方裁判所で併合された<sup>25)</sup>。併

24) See, e.g. *F. Richard Manson v. Koninklijke Ahold N.V., et al.*, C. A. No.1:03-1243; *Lillian Kleinman v. Koninklijke Ahold N.V., et al.*, C. A. No.1:03-1251; *John Li v. Koninklijke Ahold N.V., et al.*, C. A. No.1:03-1257; *Franklin Wilson v. Royal Ahold N. V., et al.*, C. A. No.1:03-216; *U-2 Club v. Royal Ahold N.V., et al.*, C. A. No.1:03-222; *Ralph P. Sbraccia v. Royal Ahold N.V., et al.*, C.A.No1:03-223.

25) *In re Royal Ahold N. V. Securities, " ERISA" Litigation*, 269 F. Supp.2d 1362 (Jud. Pan.Mult. Lit.,2003).

合は、誰が原告側の訴訟のかじ取りをする権限のある「筆頭原告（lead plaintiff）」であるかという問題を提起した。ある潜在的な筆頭原告集団は、海外顧客のために外貨で大量のアホールド証券を購入した一当事者を含んでいた。推定されるクラスは多数のアホールド証券の海外購入者を含んでいたが、被告は、早くから、ドイツを含む多くの外国裁判管轄の原告クラス構成員との関係では判決や和解が執行できないであろうことを理由として、外国の構成員を含むクラスに対する疑惑を示していった<sup>26)</sup>。こうした状況で、裁判所が、この不安定な（fragile）推定上のクラス構成員の代表を筆頭原告として選択することは軽率であると思われた。結局選ばれた筆頭原告はすべてアメリカ人であった。

アホールドと共同被告として指名された個人は、裁判管轄及びまだ認証されていないクラスに代わって主張された請求の法的十分性（legal sufficiency）について激しく異議を述べた。事件記録（docket）は、あらゆる当事者が行った手続的申立てや仮（preliminary）申立てによってまさに吹雪のような様相を呈した。確かに、関連した多数の弁護士のすべてにとって膨大な仕事であった。

中心的争点は、アホールドとその他すべての被告によってなされた却下申立てによって提示された<sup>27)</sup>。これらの申立ては2004年12月21日に判断された<sup>28)</sup>。アホールドとその最高責任者の申立てを含むその多くは否

---

26) *In re Royal Ahold N.V. Securities & ERISA Litigation*, 219 F.R.D.343(D.Md.,2003).

27) Reply Memorandum of Law of Royal Ahold N.V., U.S. Foodservice, Inc., Ahold U.S.A., Inc. and Ahold U.S.A. Holdings, Inc. in Further Support of Their Motion to Dismiss Certain Defendants and Counts and to Strike Certain Allegations of the Complaint ( Aug.27, 2004) 2004 WL 2359081; Defendants James Miller, Michael Resnick and David Abramson's Reply Memorandum in Support of Their Motion to Dismiss Plaintiff's Amendend and Consolidated Complaint for Violation of Erisa (2003) 2003 WL 24256347; Defendant Robert G.Tobin's Reply Memorandum in Further Support of His Motion to Dismiss(Mar.2,2005) 2005 WL 3741551 ; Reply Memorandum of Law in Further Support of Defendant Cees Van Der Hoeven's Motion to Dismiss the Consolidated Amended Securities Class Action Complaint (Aug.31, 2004)2004 WL 2359086; Reply Memorandum of Law in Further Support of Motion by Defendant Henny De Ruiter to Dismiss the Consolidated Amended Securities Class Action Complaint (Aug.31,2004)2004 WL 2359089; Reply Memorandum in Further Support of Defendant Roland Fahlin's and Jan Andreae's Motion to Disminn the Consolidated Amended Securities Class Action Complaint (Aug.31,2004)2004 WL 2359092.

28) *In re Royal Ahold N.V. Securities & ERISA Litigation*, 351 F. Supp. 2d 334 (D. Md.2004).

定された。主張された不正の多くに直接関連するアホールドの実質的なアメリカの経営〔をめぐる紛争〕は、訴訟物と人的（国際）裁判管轄の両面において支持された。裁判所は、アホールドとその中心となる役員数名に対する原告の中核的申立ては、そのような不正行為によって損害を被った証券保有者による私的な訴権を保護するアメリカの証券法では有効な請求であると判断した。アホールドの役員に関する国際裁判管轄は、アメリカにおける行為の性質及び程度により、あるいはアメリカの書類や計算書で行われた不正についての主張によって肯定あるいは否定された。

このカギとなる裁判所の裁定にしたがって、両当事者は証拠開示行為や包括的な和解達成を目的とした交渉を開始した。筆頭原告は、被告数名に対する申立てを絞り込み詳述する修正訴状を提示した。続いて、収益再表示との関連で、アホールドの弁護士によって準備された証人インタビューの証言メモについて証拠開示の小競り合いがなされた。被告は、法的代理のために巨額の借金を重ね、それを支払った。成功報酬契約で働く原告弁護士は、彼らに湯水のごとく大金が転がり込むような解決を期待して、ますます莫大な時間、エネルギー及び自身の資金を投下した。

ほぼあらゆるクラスアクション事件がたどるように、ロイヤル・アホールド訴訟は最終的に和解された。アホールドは、何万、何千の原告からなるクラスに対する膨大になりうる裁定のリスクを考慮しなければならなかった。筆頭原告とその弁護士は、訴訟の早い段階における和解で、陪審評決によって補償されたであろう額のうちのわずかだけを受けることを望んだ。結局、彼らも、トライアル後にゼロ評決になった場合には、実質的に投資した時間や金銭を失うリスクに耐えなければならなかつたのである。

この点で、外国においてクラスアクション判決が潜在的に執行不能であるという問題は、完全に新しい異なる意味を帯びていた。ロイヤル・アホールドは、そのような執行不能性をクラス認証の障害であるとし、潜在的な筆頭原告を不適格であるとした。しかしながら、和解の段階では、アホールドはその取り決め（pact）が可能な限り、世界規模で、拘束力をもつことを望んだ。アホールドはすでに包括的和解に資金提供するという問題に直面してきたが、まだ多くの外国に住むクラス構成員に

よる新しい請求に立ち向かわなければならないかもしれない。

よくあるように、和解が締結されたが、多くの国でその地位は不確定である。アホールドは、和解後の個別訴訟の可能性は少ないと判断したに違いない。そのような請求を容易に遮断するために、時効を定める法律がある可能性は非常に高い。いずれにしても、外国原告がクラスに存在するということを含むアホールドの先の異議は静かになくなり、包括的な和解に達した。ロイヤル・アホールドは、クラス構成員の請求、弁護士費用並びにアホールド、将来の訴訟で被告となりうる残りの被告、その他の者及び組織に対するすべての請求を完全に免除する見返りの費用として、合計で11億ドルを支払うことになった<sup>29)</sup>。同時期の報道記事によれば、和解は、この不正が行われた時のアホールドの株主に、一株当たり1ドルから1.3ドルを支払うものとされた。この額は莫大なものではないが、数百ないし数千株を所有する者にとっては、一株当たり1ドルあるいはそれ以上の額は、十分な回収額となり得よう<sup>30)</sup>。

クラスは正当に認証され、2006年1月6日になされた決定(order)により和解も承認された<sup>31)</sup>。和解を承認する決定は、請求に服すべきクラス構成員に和解収益を配分する案を提示した。アメリカないし外国のクラス構成員は、個別の請求を訴求するためにクラス及び和解から離脱する権利を有している。和解のファンドから支払われるべき弁護士費用は、後に裁判所によって決定および検証される。

一つの視点からすれば、アホールド事件は、関係者すべてにとってある意味おそらく満足な結果だったといえる。しかし他方で、和解がすべ

29) *In re Royal Ahold N.V. Securities & ERISA Litigation*, 2006 WL 132080(D.Md.2006).

30) Andrea K. Walker. "Judge Gives Preliminary Approval to Royal Ahold Settlement." *Baltimore Sun* January 6, 2006; Reuters. "World Business Briefing Europe: Netherlands: Ahold Settlement Advances." *The New York Times*. January 10, 2006; "Local Briefing" *The Washington Post*. January 10, 2006; "Global Business Briefs" *The Wall Street Journal*. January 9, 2006; Ylan Mui. "Royal Ahold Lowers Sales Forecast for Giant." *The Washington Post*. March 30, 2006; Conrad Raj. "Singapore shareholders of Ahold can claim payout." *The Business Times Singapore*. March 15, 2006; Simon Bain. "Royal Ahold invertors stand to share 1.1 billion dollar pay out." *The Herald(Glasgow)*February 16, 2006.

31) *In re Royal Ahold N.V. Securities & ERISA Litigation*, 2006 U. S. Dist. LEXIS 1928(D. Md.2006).

ての関係者を包括することを意図していたとしても、外国のクラス構成員の地位に対する法的明確性とこれらの者に対する判決ないし和解の執行可能性が現在欠如していることが、和解に先立つ根本的に不必要的法的論争となつたのであり、和解自体に相手方（former adversaries）よりもアホールドを不安にさせる<sup>32)</sup>影を残している。

### e. 解決の基本的方向性（Some simple proposals）

国際的大規模債務不履行を理由として経済的には正を求めるアメリカのクラスアクション訴訟を、すべての潜在的な犠牲者には利益を与え、被告には一定の確実性と終局性を提供するよう調整する方法があるだろうか？ヨーロッパあるいは東アジアに「起業家精神にあふれたロイヤリング（entrepreneurial lawyering）」の利益や現在維持されているようなアメリカのクラスアクションの極端な特徴を納得させるよう努めることなく、異なった国や法文化をもつ市民を含む集団的訴訟問題において中間的な妥協点は見出せるのだろうか？

簡潔な答えは、もちろん「ノー」あるいは「今はまだできない（Not now）！」というものであろう。しかしながら、われわれは、異なった文化を背景とする法学者たちが政策における共通性や共通の基本的価値を見出すことができた手続の一例として、近時採用された国際民事訴訟原則を思い起こす必要があるのではないか。当初アメリカは、いく分単純に国際民事訴訟原則を提案したが、それは連邦民事訴訟規則と類似性をもつことが疑われた<sup>33)</sup>。欧州の多くは「ノー」「今はまだできない」あるいは「ありえない（Never）！」と反応した。しかし、3・4年の期間にわたって相互に敬意を表した学問的対話を続けるうちに、最初のアメリカが提示したルールは、大西洋の両側で賛成を得る一般原則に変えられた<sup>34)</sup>。基本的な政策価値が同一であることの確認と訴訟形式について

32) 証券分野での国際クラス訴訟の問題と改革可能性に関するコメントとして、Jeffrey Cook, *Redrafting the Jurisdictional Framework for Private Rights of Action Under the Federal Securities Laws*, 55 Am. U. L. Rev. 621.(2006); Michael Mann and William Barry, *Developments in the International of Securities Enforcement*, 39 Intl Law 937(2005) 参照。

33) See American Law Institute, *Transnational Rules of Civil Procedure*, Tentative Draft # 1 (1997).

の妥協は、世界が狭まりグローバル経済がより国境とは無関係になるなかで、国際民事訴訟において手続を収束（convergence）させうる訴訟原則の体系を生み出した。

アメリカの国際クラスアクションに対して欧州や東アジアの法律家がとくに反対するのは、当事者が現実の通知や同意なくして原告クラスに含まれうるという観念にあるように思われる<sup>35)</sup>。クラスアクションを適切に行うことについて他の国際的な懸念は、おそらく程度は異なるが、他国の法律家同様にアメリカでも共有されている。こうした懸念に対しでは、様々な方法で解決のための努力がなされうる。

考えられる解決の一つは、推定される原告クラスが複数国の市民を含む場合に、集団的訴訟のための特別手続を創設することであろう。そのような訴訟から生じる判決は、訴えがはじめに外国の指定された裁判所に登録された（register）場合にはじめて、判決がなされた国以外の国の者に対して執行可能なものとなる。登録時に外国裁判所はクラスに属するその国の住民を拘束するために要求される通知の種類を特定しうるだろう。状況によって、個別送達、郵便、公表及びインターネット上の通知が可能性としてありうる。通知及び関連書類の自国語への翻訳も要求されよう。登録裁判所（the registration court）は、外国の構成員の立場と代表の適切性からクラスの適切性を再度みることもできよう。最終的に、登録裁判所は、自国の立場からクラス和解の合理性を評価する。登録がない場合や登録要件に従わない場合、登録裁判所の管轄のクラス構成員に対する判決ないし和解の執行は危うい。

司法に新たな負担（additional judicial function）を負わせないよりシンプルな方法は、クラスアクション判決を承認しない外国の裁判制度においては、すべての集団的訴訟を「オプトイン」にすることである。したがって、実際にクラスアクションであることに署名した者のみが対象となる。潜在的なクラス構成員はクラスが認証された時にオプトインの機会を付与される。和解時にクラス認証される事案では、和解時に「オプトイン」の機会が付与されよう。クラスアクション及び和解の潜在的

34) Compare American Law Institute, *Transnational Principles of Civil Procedure*, Final Council Draft(2004).

35) See, e.g. Richard Cappalli and Claudio Consolo, *Class Actions for Continental Europe? A Preliminary Inquiry*, 6 Temp. Int'l & Comp. L.J. 217(1992).

なクラス構成員に対する広範囲の通知により、相当数のオプトイン・クラス構成員が生じるだろう。オプトイン・クラスは、少なくとも大規模債務不履行の被害者にクラスアクションに参加する機会を提供するだろう。

第三の訴訟方法は、日本やドイツのような国が、ある特定の司法制度の基準（threshold）及びクラス構成員への通知が達成された場合には、アメリカ型のクラス訴訟における判決や和解を承認するよう決定することであろう。これは自身がクラスアクション型の集団的訴訟を有していない国におけるアプローチである。

第四の訴訟方法は何もしないことである。外国の学者や裁判官の抗議や非難にもかかわらず、クラスアクションを承認することに懐疑的な国の市民を含むクラスは、少なくとも和解目的で、提示され認証されてきた。したがって、ドイツや日本の市民は和解においてクラスに包含され、ドイツや日本が被告に対してクラスアクション判決を執行できるかどうか、あるいはクラス構成員による将来の請求を遮断するものとして和解を承認するかどうかにかかわらず、クラス和解の手続を受ける機会を有する。訴えを提起し支払いを受けるすべてのクラス構成員は、〔被告の〕免除（release）に署名するよう要求される。訴えを提起せず支払いも受けない他のドイツや日本のクラス構成員が、その自国の裁判所で個別訴訟を提起するかもしれないというリスクは、和解した当事者が負担すべきものである。

アメリカ型のクラスアクションは、アメリカ以外の国に住む国際大規模債務不履行の被害者に多大な利益をもたらしうる。実務は現在おこなわれているが、その救済には欠陥がある。明らかに欠点、問題点及びそのような事件の多くで弁護士と依頼者との逆転関係から生じる濫用がある。われわれは、この救済を継続的に改正しなければならない。EU加盟諸国における利益集団訴訟（interest group actions）のような例が、この過程で有用なものとなりうる<sup>36)</sup>。

---

36) See Directive 98/27 of the European Parliament and of the Council for the protection of consumers' interests of May 19, 1998, L166/51; but see, Daniel J. Schwartz, "Loose Teeth in European Union Consumer Protection Policy: The Injunction Directive and the Mass Default Scenario", 28 Ga. J. Int'l and Comp. L. 527; Michele Taruffo, "Some Remarks on Group Litigation in Comparative Prospective", 11 Duke J. Comp.& Int'l L.405.

他方、国際大規模債務不履行の現実に目をつぶるということはわれわれにとって賢明ではない。ある債務不履行に陥った者に対してその被害者がすべて対抗でき、一つの手続ですべての被害者に対する補償を獲得できるクラスアクションは、一救済方法として無視できない。われわれは、国際クラスアクションであらゆる国のクラス構成員の参加を法的にも実務上も実現するよう協働することができるだろうか？